(読み上げソフト対応ファイル)

第4期大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の概要

福祉部地域福祉推進室地域福祉課

第１　はじめに

（計画の目的）

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）」及び国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成30年7月31日告示。以下「基本方針」という。）」に即し、ホームレスの状況の変化や大阪府のこれまでの施策の評価などを踏まえ、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（以下「ホームレス等」という。）の自立と、地域社会におけるホームレス等に関する諸問題の解決を目指し、大阪府におけるホームレス等の自立の支援等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定（法第9条に規定された都道府県実施計画）。

・法の趣旨、理念を踏まえつつ、ホームレス自立支援施策のうち、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）」の枠組みで実施。

【第３期計画からの主な改正ポイント】

１　路上生活から脱却したホームレスの再路上化を防止するため、地域共生社会の実現に向けた取組との連携を明示。

２　法、基本方針との整合を図る。

第２　ホームレスの状況

・大阪府のホームレス概数の推移のグラフ

平成15年7,757人　平成26年1,864人　平成30年1,110人

・ホームレスの状況　平成30年1月　厚生労働省全国調査結果（概数）

（全国）4,977人（大阪府）1,110人（大阪市）1,023人（大阪市を除く府域）87人

・施策の成果　平成15年調査比　減少数（率）

（全国）25,296人から20,319人（80.3％）減

（大阪府）7,757人から6,647人（85.7％）減

（大阪市）6,603人から5,580人（84.5％）減

（大阪市を除く府域）1,154人から1,067人(92.5％)減

第３　大阪府におけるホームレス自立支援施策の基本的方針

１　広域的な連携体制による施策推進

２　市町村は対人福祉サービス等地域の実情に応じた施策推進、大阪府は連携調整

３　都市公園等公共施設管理者と連携したホームレス等の早期発見、早期支援

４　ホームレス等の個々の状況やニーズ等を踏まえた個別の伴走型支援

５　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の路上化防止や地域生活に移行した者の再路上化防止等幅広い対象を視野に入れた施策推進

６　法、基本方針による施策とともに生活保護等既存の制度や施策を十分に活用

７　社会資源の活用等により多様なニーズに対応できる相談体制の構築

８　国や大阪府、市町村の関係行政機関と民間団体との密接な連携

９　ホームレスをはじめ、すべての人の基本的人権の尊重

１０　施設管理者の適切な管理による都市公園等公共施設の適正利用の確保

第４　大阪府におけるホームレス自立支援施策の取り組み

１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施

ホームレス等の路上化や再路上化の防止、早期発見、個々の状況等の把握と課題に　応じた支援、広域体制の支援等

２　保健・医療の確保

巡回相談指導事業等における健康相談等を通じた支援、心身の疾病や障がいの可能性の早期発見及び受診勧奨。結核対策の推進等

３　生活保護の実施

適正な生活保護の適用、病気等緊急時の保護の実施。居宅保護や保護施設等におけ　る保護の実施と地域移行後の見守り相談支援体制の構築

４　就業機会の確保・就労支援

ホームレス自立支援センターや困窮者支援法による就労準備支援、就労訓練事業、　被保護者就労準備支援等による就労支援。技能講習・トライアル雇用の活用等

５　安定した居住場所の確保

公営住宅・民間賃貸住宅への入居支援、低廉な家賃の民間賃貸住宅情報の充実や家　賃債務保証制度の普及等居住支援施策の推進、悪質な貧困ビジネスの被害防止等

６　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援

あいりん地域の不安定就労者に対する就労の支援及び労働福祉の向上、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する巡回相談指導事業による支援、一時生活支援事業の活用、地域生活に移行後の再路上化防止支援等

７　ホームレスの人権擁護

ホームレス等の人権に関する啓発、ホームレスに対する暴力、嫌がらせなど人権事　案の適切解決、ホームレス自立支援施策の取り組みにおける人権の尊重と尊厳の確保

８　地域における生活環境の改善

都市公園など公共施設の適正な利用確保。ホームレスの人権に配慮した上での、法　令に基づく措置の適切な実施等

９　地域における安全の確保等

地域住民の不安感の除去と、ホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止に係る、警察、市町村、公共施設管理者等関係機関による地域の安全確保等

１０　民間団体等との連携

自立の支援を行う社会福祉法人、ＮＰＯ等民間団体、民生委員・児童委員、ＣＳＷ　等との連携、地域共生社会の実現に向けた取り組みとの連携

第５計画の推進及び見直し

１　計画の推進体制

国等との連携、大阪府・市町村の役割、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会における実施体制

２　計画期間及び計画の見直し

（１）計画期間　2019(平成31)年4月1日から2024年3月31日まで

（２）計画に定める取組を毎年度点検・評価し、計画を見直す